

平成28年7月25日

関係各位

阿見町総務部管財課

現場代理人等の兼務制限の緩和について

本町における入札契約制度については、様々な改善に取り組んでいるところですが、この度、建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により技術者の効率的な配置を図るとともに、建設業者の受注機会の拡大を図るため、下記のとおり一部を改正することとしたので、お知らせします。

記

●阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱の一部改正

1. 改正日 平成28年8月1日
2. 変更内容 現場代理人の兼務を認める対象について変更を行います。従前においては、契約金額が2,500万円未満の建設工事であったが、3,500万円未満の建設工事に変更します。なお、この変更については、平成28年8月1日以後に契約を締結する工事に適用します。

変更点	現行	改正後
兼務を認める契約額	2,500万円未満	3,500万円未満

○問合わせ先

〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
阿見町 総務部 管財課 契約検査係
TEL : 029-888-1111(代)
FAX : 029-887-9560
E-mail : kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp